

# 知財支援に関する アンケート調査結果の報告

日本弁理士会近畿支部 知財立国サポート委員会

右田 敏之, 山本 英明, 丹野 寿典

## 要 約

日本弁理士会では、セミナーの開催、常設特許相談室の設置など、企業を対象として種々の知財支援活動を実施している。このような知財支援活動は、対象者である企業から真に求められるものでなければならない。かかる背景の下、知財立国サポート委員会では、企業から求められている知財支援のニーズを調査するために、様々な規模の企業、研究機関、個人事業主を対象として、知財支援の方法、知財支援の内容・レベル等の要望についてアンケートを実施した。アンケート結果を種々の観点で集計し、全アンケート対象者（大企業及び中小企業を含む）、中小企業、知財部門及び知財専任者を有しない企業のそれぞれについて知財支援のニーズを分析した。傾向分析の結果からは、セミナーを主軸とした支援活動を実施しつつ、知財組織が十分に整備されていない企業を支援するために、新しい知財支援の方法として企業訪問型支援を検討していく必要があることが分かった。

## 目次

- |  |  |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>1. はじめに</li> <li>2. アンケート調査結果の概要</li> <li>3. 調査方法</li> <li>4. アンケート結果の全集計           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 回答者の属性について</li> <li>(2) 知財支援の内容について               <ul style="list-style-type: none"> <li>a. セミナー</li> <li>b. 企業訪問型の知財支援</li> <li>c. 個別相談会</li> </ul> </li> <li>(3) 日本弁理士会の知財支援活動に、今後期待される</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>点や改善点等</li> <li>5. 500人未満の企業のアンケート結果の分析           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 回答者の属性について</li> <li>(2) 知財支援の内容について               <ul style="list-style-type: none"> <li>a. セミナー</li> <li>b. 企業訪問型の知財支援</li> <li>c. 個別相談会</li> </ul> </li> <li>(3) 日本弁理士会の知財支援活動に、今後期待される点や改善点等</li> </ul> </li> <li>6. 傾向分析</li> <li>7. 提言</li> </ul> |
|--|--|

## 1. はじめに

日本弁理士会近畿支部知財立国サポート委員会<sup>(1)</sup>では、企業から求められている知財支援のニーズを調査するために、近畿地区の企業を対象として知財支援に関するアンケートを実施した。以下、アンケート調査結果について報告する。

## 2. アンケート調査結果の概要

今回のアンケート調査では、様々な規模の企業（主に製造業）、研究機関、個人事業主を対象として、知財支援の方法（セミナー、弁理士による企業訪問型支援、個別相談会等）、知財支援の内容・レベル等の要望についてアンケートを実施し、得られたアンケート結果から、全アンケート対象者（大企業及び中小企業を含む）、中小企業、知財部門及び知財専任者を有しない企

業のそれぞれについて知財支援のニーズを分析した。

調査・分析の結果、大企業の多くが知的財産専門の部署を有しており、知財担当の人員を多く擁しているのに対して、中小企業では知財担当の人員が少なく、より知財支援を必要としていることが確認された。表1に知財支援のニーズを簡単に示す。

知財支援の方法では、殆ど全ての企業がセミナーを希望している一方で、知財専門の担当者を有していない企業では企業訪問型の知財支援や個別相談会を希望している。大企業では上級・中級レベルの支援を希望しているのに比較して、中小企業では中級・初級レベルの支援の希望が多い。

このような事実から、セミナーを主軸としつつ、知財組織が十分に整備されていない企業を支援するために、新しい知財支援の方法として企業訪問型支援を検

討していく必要がある。

### 3. 調査方法

過去に日本弁理士会が主催する知財セミナーに参加された方 1,696 名に対して平成 23 年 9 月 20 日に知財支援に関するアンケート<sup>(2)</sup>を実施したところ、有効回答数は 102 件であった。

#### ① 調査対象者

過去に日本弁理士会近畿支部が主催する知財セミナーに参加された方 1,696 名（355 件未達）

#### ② 調査方法

メールによるアンケート調査（Web 及び FAX による回答受付）

#### ③ 調査期間

平成 23 年 9 月 20 日～10 月 7 日

#### ④ 調査主体

日本弁理士会近畿支部 知財立国サポート委員会

#### ⑤ 有効回答数（有効回答率）

Web による回答：90 社

FAX による回答：12 社

合計：102 社

### 4. アンケート結果の全集計

#### (1) 回答者の属性について

回答者の所属では、会社が 90%で大多数であった。また、業種は製造業が 79%，サービス業が 9%，卸売・小売業が 6%であった。従業員規模は 100～500 人が 40%で最大であり、1000～5000 人が 18%，500～1000 人が 17%，5000 人以上が 12%と続いている。（なお、本報告において「中小企業」を従業員 500 人以下の企業としており、これは中小企業法第 2 条において定められる中小企業とは異なる定義である。）

本アンケートにおいては、100～500 人の回答者が全体の 40%であり、この中に多くの中小企業が含まれていると考えられる。

回答者のうち「知財専門の部署がある」と回答した企業が最も多く、全体の 47%であった。これに対して、「他業務と兼任の知財担当者がいる」と回答した企業が 25%，「知財専門の部署はないが、知財専門の担当者がいる」と回答した企業が 16%，「知財担当者がいない」と回答した企業が 12%であった。

今後の知財活動では、「現状よりも積極的に推進する方針」（55%）、「現状維持」（32%）、「現在取り組みを行っていないが今後取り組む方針」（4%）との回答があり、知財活動に対する意識が高い企業が殆どであった。

#### (2) 知財支援の内容について

「どのような方法の知財支援を希望されますか？」という設問（問 5）に対し、結果は、セミナーが 83%，企業訪問型の知財支援が 7%，個別相談会が 7%であった。なお、この問 5 は、複数の選択肢を回答可能な設問形式とした。

##### a. セミナー

セミナーを希望した回答者を対象として、「希望されるテーマは何ですか」という問を設けた（問 6-1）。図 1 に、問 6-1 の全集計結果のグラフを示す。図 1 に示されるように、各選択肢のうち「知的財産（特許・意匠・商標）の権利化（出願・拒絶対応）」（14%）、「知的財産（特許・意匠・商標）戦略」（18%）、「知的財産関係の契約」（14%）、「知財活用（成功例・失敗例等）」（14%）を選択した回答が特に多かった。

また、セミナーのレベル（初級、中級、上級）の希

企業種別	希望する知財支援		
	希望が最も多かった支援方法	希望が多い順番のテーマ	支援のレベル
大企業	セミナー	知的財産戦略 知的財産の権利化 知財関係の契約 知財活用	中級 上級
中小企業	セミナー	知的財産戦略 知財関係の契約 知財活用 知的財産の権利化	初級 中級 上級
知財専任者を有しない企業	訪問型支援	知財啓蒙・社内教育	初級 中級

表 1：企業種別毎の知財支援のニーズ比較

望については、初級が16%、中級が55%、上級が29%という結果となり、セミナーの法域の希望については、特許・実用新案が47%、意匠が19%、商標が25%という結果となった。

どのような形式のセミナーを希望するかという問に対しては、「講演」が36%で最大であった。また、「1つのテーマについてシリーズ形式で複数回実施して欲しい」という回答が20%と多かった。

**b. 企業訪問型の知財支援**

問5において企業訪問型支援を希望した回答者に対して、「希望される支援内容は何ですか?」という問を設けた(問7-1)。図2に、問7-1の全集計結果のグラフを示す。図2に示されるように、全選択肢のうち「⑦社内における知財の啓蒙・社内教育」(23%)の希望が特に多かった。

また、企業訪問型支援の法域の希望については、特許・実用新案が60%、意匠が15%、商標が20%という結果となった。

**c. 個別相談会**

問5において個別相談会を希望した回答者に対し

て、具体的に相談したい内容について自由記入形式の間を設けた。この間に対する回答としては、海外での権利侵害対策や拒絶理由通知に対する対応方法を教えてほしいなどの意見があった。また、特許と商標についての相談内容がほとんどであった。

個別相談会の開催場所の希望については、日本弁理士会近畿支部室と各商工会議所が約半々であった。

**(3) 日本弁理士会の知財支援活動に、今後期待される点や改善点等**

出願の仕方や書類の作成のような基礎的な実務の知財支援を希望する意見から、裁判例・海外実務に関する情報発信のような比較的高度な内容の知財支援を希望する意見まで幅広い意見をいただいた。また、知財の啓蒙活動、知財立国の推進など、企業を超えた地域・国レベルでの知財環境の整備を希望する意見も見受けられた。

**5. 500人未満の企業のアンケート結果の分析**

知財立国サポート委員会では、中小企業の知財支援を目的とした活動を行っている。中小企業における知財支援活動のニーズを調査するために、従業員規模

**問6-1 希望されるセミナーのテーマ**

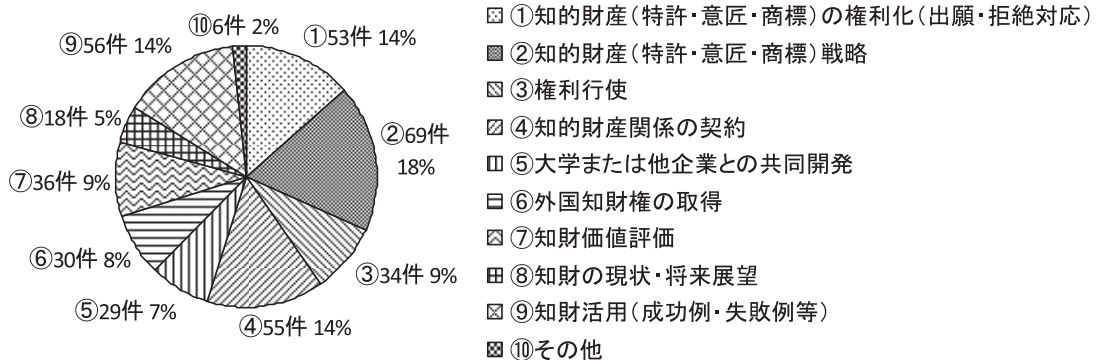


図1：問6-1の全集計結果

**問7-1 希望される支援内容**

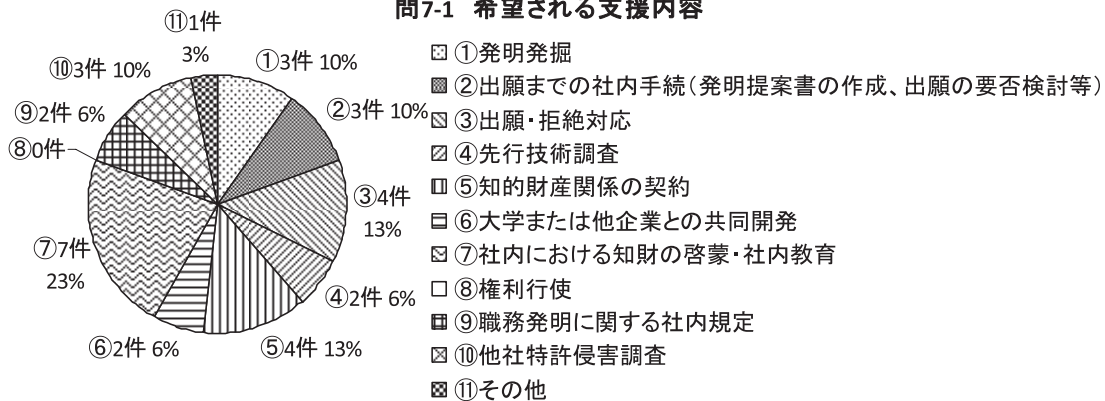


図2：問7-1の全集計結果

500人未満の企業に所属する回答者（個人事業主を含む）のアンケート結果を抽出し、分析を行った。

（1）回答者の属性について

回答者の所属では、会社が84%で大多数であった。また、業種は製造業が74%、サービス業が11%、卸売・小売業が4%であった。規模は100～500人が75%と最も多く、10～100人が15%、10人未満が10%と続いている。

知的財産の組織体制に関しては、「他業務と兼任の知財担当者がある」が39%、「知財専門の部署はないが、知財専門の担当者がある」が24%、「知財担当者がいない」が19%であった。また、知財専門の部署を有している企業が18%と最も少なかった。この結果から、知財専門の部署を有していない企業が約8割と大多数であることがわかる。さらに、過半数の企業は知財専門の担当者さえも有していない。

今後の知財活動に関しては、「現状よりも積極的に推進する方針」が48%、「現状維持」が34%、「現在取り組みを行っていないが今後取り組み方針」が6%、「現在取り組みを行っておらず、今後も取り組む予定がない」が5%、「現状よりも縮小する方針」が0%という結果であった。

（2）知財支援の内容について

問5（「どのような方法の知財支援を希望されますか？」）においては、セミナーが82%、企業訪問型の知財支援が10%、個別相談会が6%という結果となった。

a. セミナー

図3に、500人未満の企業における問6-1の回答

の集計結果のグラフを示す。図3に示されるように、希望するセミナーテーマに関しては、各選択肢のうち「① 知的財産（特許・意匠・商標）の権利化（出願・拒絶対応）」（13%）、「② 知的財産（特許・意匠・商標）戦略」（18%）、「④ 知的財産関係の契約」（14%）、「⑨ 知財活用（成功例・失敗例等）」（14%）が特に多かった。

また、セミナーのレベル（初級、中級、上級）の希望については、初級が19%、中級が53%、上級が28%という結果となった。セミナーの法域の希望については、特許・実用新案が51%で最大であり、次いで商標（23%）、意匠（18%）という結果となった。

どのような形式のセミナーを希望するかという問に対しては、「講演」が36%で最大であった。また、「1つのテーマについてシリーズ形式で複数回実施して欲しい」という回答が22%と多かった。

b. 企業訪問型の知財支援

図4に、500人未満の企業における問7-1の回答の集計結果のグラフを示す。図4に示されるように、全選択肢のうち「⑦社内における知財の啓蒙・社内教育」（19%）の希望が特に多かった。

また、企業訪問型支援の法域の希望については、特許・実用新案が67%と最大であり、意匠・商標が共に13%という結果となった。

c. 個別相談会

個別相談会を希望した回答者では、従業員数500人以上の企業に所属する者と500人未満の企業に所属する者との割合が半々であった。また、従業員数500人未満の企業が希望する相談内容は、明細書や発明提案書などの書類の作成方法を教えてほしいというもので

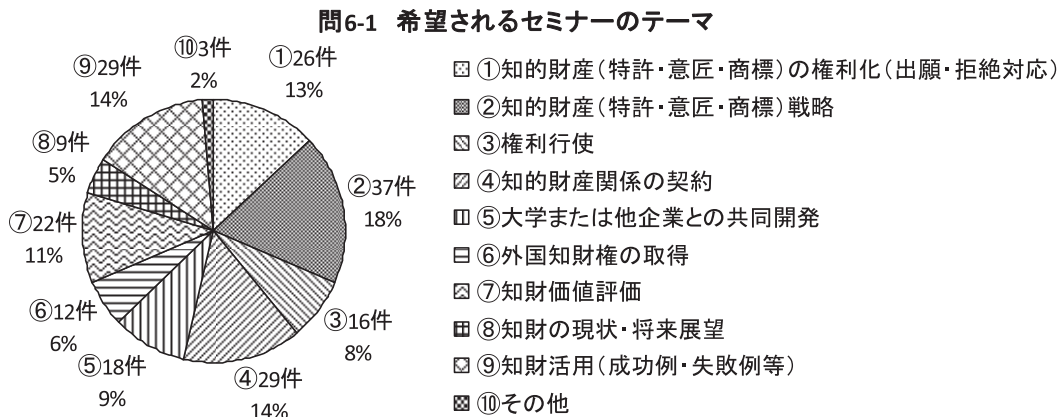


図3：問6-1の500人未満の企業の集計結果

あった。

**(3) 日本弁理士会の知財支援活動に、今後期待される点や改善点等**

出願の仕方や書類の作成のような基礎的な実務の知財支援を希望する意見があった。また、中小企業が大企業との知財問題においてどのように対処すべきかといった、中小企業特有の知財支援を希望する意見も見受けられた。

**6. 傾向分析**

今回の調査の対象者は、従業員数 500 人以上の企業に所属される者と、500 人未満の企業に所属される者（個人事業主を含む）とが概ね半分ずつ含まれている。アンケート調査・分析の結果、大企業の多くが知的財産専門の部署を有しており、知財担当の人員を多く擁しているのに対して、中小企業では知財担当の人員が少なく、知財支援をより必要としていることが確認された。また、大企業はもちろんのこと、知財組織体制の整備が不十分な中小企業においても、今後の知的財産活動を積極的に行っていく意識を強く持っていることが分かった。

全体的な傾向としては、知財支援の方法としてセミナーを希望する回答が圧倒的に多かった。これは従業員数 500 人未満の企業からのアンケート結果でも同様であるが、従業員数 500 人未満の企業では、従業員数 500 人以上の企業よりも企業訪問型の知財支援を多く希望している。さらに知財支援の方法について、企業の知的財産に関する組織体制別（a 知財専門部署を有する企業、b 知財専門部署を有しないが知財専任者を有する企業、c 知財専任者を有しないが知財業務と他業務とを兼任する担当者を有する企業、d 知財担当者

を有しない企業）で詳細に分析したところ、知財兼任担当者を有する企業及び知財担当者を有しない企業（すなわち、知財専任者を有しない企業）において、企業訪問型の知財支援のニーズが高いことが分かった。他方、個別相談会については、従業員数 500 人以上の企業と、従業員数 500 人未満の企業との何れにおいても、希望するとした回答は少数であった。しかし、知財組織体制別では、知財専任者を有しない企業の方が、知財専任者を有する企業よりも個別相談会のニーズが高いことが分かった。

セミナーのテーマについては、知的財産の権利化（出願・拒絶対応）、知的財産戦略、知的財産関係の契約、及び知財活用（成功例、失敗例等）が多くの回答者より希望されている。従業員数 500 人以上の企業と同 500 人未満の企業との間において、セミナーテーマの希望に関して有意な差を認めなかったが、セミナーのレベルに関しては、従業員数 500 人以上の企業において中級～上級が多く希望されているのに対して、従業員数 500 人未満の企業では初級～上級が満遍なく希望されていた。知財組織体制別では、知財専任者を有する企業において中級～上級を希望する回答が多く、知財専任者を有しない企業において初級～中級を希望する回答が多い結果となった。セミナーの形式では、従業員数の規模別、知財組織体制別を問わず、殆どの回答者が講演を希望している。その一方で、従業員数 500 人以上の企業よりも同 500 人未満の企業において、1つのテーマについてシリーズ形式で複数回実施するセミナーの希望が多かった。以上のことから、大企業では、様々なテーマについて中級～上級レベルのセミナーを受講して、個別のテーマ毎に高度な知識を習得したいという傾向が見られたのに対して、中小企業では、固定した1つのテーマについて初級～中級レ

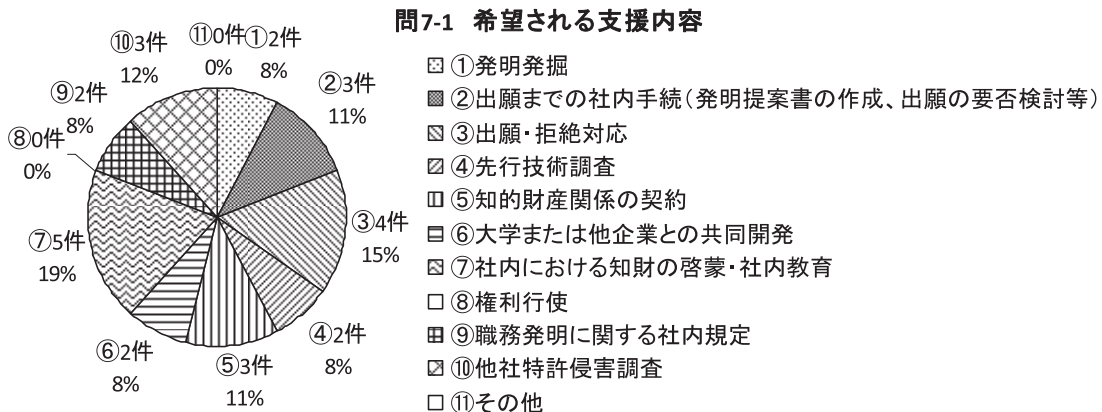


図4：問7-1の500人未満の企業の集計結果

ベルのセミナーを複数回受講して、基礎から体系的に知的財産の知識を習得したいという傾向が見られる。

企業訪問型の知財支援に関しては、上述したように、知財専任者を有しない企業の多くより希望されている。そして、企業訪問型の知財支援の内容としては、「社内における知財の啓蒙・社内教育」の希望が多かった。知財担当者の人員数が少ない中小企業では、社内における知財教育に当てる人的リソースが不足していると考えられる。また、社内教育に関しては、セミナーや個別相談のような形式での知財支援では対応が困難であり、企業訪問型の知財支援にマッチした内容である。このようなことから、企業訪問型の知財支援の内容として、「社内における知財の啓蒙・社内教育」が多く希望されているものと思われる。

また、企業訪問型の知財支援に関しては、従業員数500人未満の企業のうち、どのような企業が希望しているかを詳細に分析した。企業訪問型の知財支援を希望した従業員数500人未満の企業のうち、約29%の企業が従業員数10人未満の企業（以下、「小規模企業」という。）であった。この企業訪問型の知財支援を希望している小規模企業は、小規模企業全体の40%を占める。これは、従業員数500人未満の企業全体のうち企業訪問型の知財支援を希望している企業が12%ほどであることを考慮すると、非常に高い割合であるといえる。また、企業訪問型の知財支援を希望している企業の業種は全て製造業であった。さらに、企業訪問型の知財支援を希望している小規模企業は、全て知財担当者（専任者、兼任者共）を置いていない企業であった。このような属性を持つ小規模企業は、製造業であることから知財との関連性が強いにもかかわらず、知財組織体制が十分に整備されていない企業であるといえ、そのため、個々の企業の問題にきめ細かく対応できる企業訪問型の知財支援を希望しているものと考えられる。また、企業訪問型の支援に期待する内容としては、小規模企業も、知財支援を希望している従業員数500人未満の企業のうち、小規模企業を除く企業（以下、「中規模企業」という。）も、一般的に「社内における知財の啓蒙・社内教育」を希望するという回答が多かった。ただ、中規模企業では、今後の知財活動についての設問に対して「現状よりも積極的に推進する方針」と全て回答しており、企業訪問型の知財支援を希望している小規模企業では全て「現状維持」と回答していた。このように、企業訪問型の知財支援

を希望している小規模企業と中規模企業との間で、今後の知財活動に関する方針に差異が認められる。以上を考慮にすれば、このような方針の差異に起因して、両者の間で企業訪問型の知財支援に期待する内容が異なっていることも推察される。

個別相談会に関しては、明細書の作成方法や拒絶理由通知に対する対応方法など、個別の案件の対応方法を具体的に教えてほしいという希望が見受けられた。また、個別相談会の開催場所としては、日本弁理士会近畿支部を希望する回答と、商工会議所を希望する回答とが概ね半々であった。ここから、勤務地に近い商工会議所での開催を希望している人も多いと考えられる。

## 7. 提言

アンケート回答者の約半数が従業員数500人未満の企業に所属していること、及び、従業員数500人未満の企業では、今後の知的財産活動を積極的に行っていく意識が強いことなどから、中小企業において知財支援が強く要望されていると推察できる。知財立国サポート委員会では、これまでも中小企業を中心とした知財支援を提供してきたが、今後も引き続き中小企業に重点を置いた知財支援を行っていくことが重要である。

また、知財支援方法としては、セミナーを主軸としつつ、知財組織が十分に整備されていない企業を支援するために、新しい知財支援の方法として企業訪問型支援を検討していく必要がある。また、日本弁理士会近畿支部ではこれまでも個別相談会を実施しているが、この個別相談会をより中小企業にとって利用しやすいものにしていく必要がある。

セミナーについては、知的財産の権利化（出願・拒絶対応）、知的財産戦略、知的財産関係の契約、及び知財活用（成功例、失敗例等）の各テーマが多くの企業より希望されていることから、これらのテーマについて実施を検討していく必要がある。特に知的財産戦略及び知財活用をテーマとするセミナーは今までにあまりなく、これらのテーマのセミナーの実施を積極的に検討していく必要がある。知的財産戦略では、大企業の場合と中小企業の場合とでは大きく異なる部分も存在すると考えられることから、中小企業向けの知財セミナーの1つとして、中小企業に特化した知的財産戦略をテーマにすることは検討に値する。また、中小企

業をターゲットにするのであれば、初級～中級レベルのセミナーとし、1つのテーマについてシリーズ形式で複数回実施することが好ましい。

企業訪問型の知財支援に関しては、中小企業、特に小規模企業からのニーズは高い。また、企業訪問型の知財支援では、「社内における知財の啓蒙・社内教育」が重要なテーマである。このようなことから、「社内における知財の啓蒙・社内教育」をテーマの1つとして、中小企業の個別具体的な問題や個々の企業の知財活動に関する方針にきめ細かく対応し得るような企業訪問型の知財支援の実施を今後検討していく必要がある。

## 注

(1)平成23年度知財立国サポート委員会のメンバーは以下の通りである。

委員長 丹野寿典

副委員長 板東正男, 池見智治, 右田敏之

委員 阪口真一, 西野卓嗣, 大前要, 森收平, 前田健一, 河部大輔, 華山浩伸, 森定勇二, 堀喜代造, 永井秀男, 田村康晃, 山本英明

担当副支部長 松下正

(2)アンケートの全質問項目は以下の通りである。

問1. 所属について(択一)

- ①会社 ②個人事業主 ③研究機関・学校関係 ④官公庁  
⑤その他

問2. 問1で①又は②の方に質問です。業種は何ですか？(択一)

- ①製造業 ②情報通信業 ③卸売業・小売業 ④サービス業  
⑤その他

問3. 問1で①の方に質問です。

3-1. 規模(従業員数)は次のうちのどれですか？(択一)

- ①10人未満 ②10～100人 ③100～500人  
④500～1000人 ⑤1000～5000人 ⑥5000人以上

3-2. 知的財産の担当者がいらっしゃいますか？(択一)

- ①知財専門の部署がある。  
②知財専門の部署はないが、知財専門の担当者がいる。  
③他業務と兼任の知財担当者がいる。  
④知財担当者がいない(特に設けていない)。

問4. 今後の知財活動(特許等の出願や権利化, ライセンス, 侵害対応, 秘密情報管理等)についてどのようにお考えですか？(択一)

- ①現状よりも積極的に推進する方針 ②現状維持  
③現在取り組みを行っていないが、今後取り組む方針  
④現在取り組みを行っておらず、今後も取り組む予定はない。  
⑤現状よりも縮小する方針 ⑥未定

問5. どのような方法(やり方)の知財支援を希望されます

か？(複数回答可)

- ①セミナー  
②企業訪問型の知財支援(弁理士を派遣して個別相談)  
③日本弁理士会近畿支部等の会場で行われる個別相談会  
④その他(希望される知財支援の方法を記入して下さい)

問6. 問5で“①セミナー”を選択された方に質問です。

6-1. 希望されるテーマは何ですか？(複数回答可)

- ①知的財産(特許・意匠・商標)の権利化(出願・拒絶対応)  
②知的財産(特許・意匠・商標)戦略 ③権利行使  
④知的財産関係の契約 ⑤大学または他企業との共同開発  
⑥外国知財権の取得 ⑦知財価値評価  
⑧知財の現状・将来展望 ⑨知財活用(成功例・失敗例等)  
⑩その他(希望されるテーマを記入して下さい)

6-2. 希望されるセミナーのレベルはどれですか？(複数回答可)

- ①初級 ②中級 ③上級

6-3. 希望される法域は何ですか？(複数回答可)

- ①特許・実用新案 ②意匠 ③商標 ④その他

6-4. 希望されるセミナーの形式はどのようなものですか？(複数回答可)

- ①寸劇形式(例:中小靴メーカーがブランド靴を作るまでを寸劇形式で説明)  
②講演 ③パネルディスカッション ④交流会(セミナー後)  
⑤1つのテーマについてシリーズ形式で複数回実施して欲しい。

⑥毎回テーマを変えてセミナーを実施して欲しい。

⑦その他(セミナー形式についてご要望がありましたらご自由にご記入下さい)。

6-5. 希望される開催日はいつですか？(複数回答可)

- ①平日(希望される曜日を回答欄に記入して下さい) ②土曜日 ③日曜日

④その他(開催日についてご要望がありましたらご自由にご記入下さい)。

6-6. 希望される時間帯はいつですか？(複数回答可)

- ①午前 ②午後 ③夜間

④その他(時間帯についてご要望がありましたらご自由にご記入下さい)。

問7. 問5で“②企業訪問型の知財支援”を選択された方に質問です。

7-1. 希望される支援内容は何ですか？(複数回答可)

- ①発明発掘 ②出願までの社内手続(発明提案書の作成, 出願の要否検討等)  
③出願・拒絶対応 ④先行技術調査 ⑤知的財産関係の契約  
⑥大学または他企業との共同開発 ⑦社内における知財の啓蒙・社内教育  
⑧権利行使 ⑨職務発明に関する社内規定 ⑩他社特許侵害調査

⑪その他(希望される支援内容を回答欄に記入して下さい)

7-2. 希望される法域は何ですか？(複数回答可)

- ①特許・実用新案 ②意匠 ③商標 ④その他

- 7-3. どの程度の期間での訪問支援を希望されますか？  
 (複数回答可)  
 ① 1回 (その後は両者で決める) ② 3ヵ月 (毎月又は隔週)  
 ③ 6ヶ月 (毎月又は隔週) ④ 12ヵ月 (毎月又は隔週)  
 ⑤ その他 (希望される期間を記入して下さい)

問8. 問5で“③日本弁理士会近畿支部等の会場で行われる個別相談会”を選択された方に質問です。

8-1. 個別相談会で具体的に相談したい内容について自由にご記入ください。

(例：自社の製品についてどのような権利を取得できるのか教えて欲しい。)

8-2. 個別相談会と同日にセミナー・講演の開催を希望しますか (例えば、2時間程度の講演の後に個別相談会を実施する。)？ (択一)

- ① はい ② いいえ

8-3. 希望される個別相談会の開催場所はどこですか？  
 (複数回答可)

- ① 日本弁理士会近畿支部室 (最寄り駅 JR 大阪駅, 福島駅)  
 ② 各商工会議所 ③ その他 (希望される場所を記入して下さい)

さい)

8-4. 希望される開催日はいつですか？ (複数回答可)

- ① 平日 (希望される曜日を回答欄に記入して下さい) ② 土曜日 ③ 日曜日

④ その他 (開催日についてご要望がありましたらご自由にご記入下さい。)

8-5. 希望される時間帯はいつですか？ (複数回答可)

- ① 午前 ② 午後 ③ 夜間

④ その他 (時間帯についてご要望がありましたらご自由にご記入下さい。)

問9. 日本弁理士会の知財支援活動に、今後、期待される点や改善点などございましたら、ご意見をお聞かせください。  
 (回答欄にご記入下さい。)

問10. 日本弁理士会近畿支部では、様々な知財支援のご要望にきめ細かく応えるために、電話による詳細調査を検討しています。詳細調査にご協力いただける場合は連絡先 (電話番号, eメールアドレス) を回答欄にご記入下さい。

(原稿受領 2012. 3. 13)

日本弁理士会の  
『特許等出願援助制度』をご活用ください

～優れた発明・考案・意匠の創作を応援します～

**JCAA**  
Information

**特許出願等援助制度とは？**

有用な発明や考案、意匠の創作が、経済的な事情によって世の中に活用されることなく埋もれてしまうことがないように、日本弁理士会が必要とされる費用の全部又は一部を負担する制度です。

**援助対象者は？**

発明者や教育機関、中小企業等が対象です。

**援助の費用は？**

必要となる、弁理士の報酬、費用及び特許庁の手数料の合計を超えない範囲で負担します。

**援助の条件は？**

日本弁理士会が審査を行い援助の可否を決定します。(※詳細は右の「利用の流れ」)

特許出願等援助制度の詳細、申請書様式のダウンロードは日本弁理士会のホームページで

**利用の流れ**

申請

↓

審査

↓

審査結果の通知

↓

援助が決定したら弁理士の設定

↓

契約

↓

援助の開始